

女川町企業立地優遇制度

1 女川町企業立地促進条例に基づく各種奨励金制度

女川町内に事業所等を立地した事業者に対し、各要件に応じて奨励金を交付します。

なお、交付に当たっては、事業所において事業を開始する日の30日前までに指定申請をする必要があります。

■ 対象事業

- ①製造業
- ②情報通信業のうち情報サービス業及びインターネット附随サービス業
- ③運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に付属するサービス業(梱包業)
- ④不動産業、物品賃貸業のうち不動産賃貸業・管理業(駐車場業を除く)及び物品賃貸業
- ⑤宿泊業、飲食サービス業のうち旅館、ホテル
- ⑥医療、福祉のうち社会保険・社会福祉・介護事業(老人福祉・介護事業)
- ⑦サービス業(他に分類されないもの)のうち機械修理業(機械修理業、電気機械修理業)及びその他の事業サービス業(コールセンター業)

■ 各種奨励金について

事業所立地奨励金

最大3億円交付

◆ 交付要件

- ①投下固定資産額2,500万円以上
- ②新規雇用者5人以上(中小企業は3人以上)を9か月以上雇用(移転の場合は雇用者要件なし)
 - ※投下固定資産額…立地に係る固定資産の取得に要した費用のうち、本町の固定資産課税台帳に登録された価格の合計(賃借の場合は年額賃料の3倍)
 - ※新規雇用者…立地に伴い雇用された常時雇用者のうち、女川町に住所を有し、雇用保険法の一般被保険者である者既に雇用されている者で、立地に伴う転勤などで女川町に住所を有することになった者

◆ 交付額

- 立地に係る固定資産の取得額の20%(町外の事業者が町内に初めて立地した場合30%)を交付(上限2億円)
- ※新規雇用者が20人以上(中小企業は15人以上)の場合、交付上限額が3億円になります。

経営安定化奨励金

固定資産税額相当額を5年間交付

◆ 交付要件

- ①投下固定資産額2,500万円以上
- ②新規雇用者5人以上(中小企業は3人以上)を1年以上雇用(移転の場合は雇用者要件なし)

◆ 交付額

- 立地に係る固定資産に課税される固定資産税額に相当する額を5年間交付
- ※町有財産の減額貸与の対象となった固定資産については、交付対象となりません。

雇用促進奨励金

最大500万円交付

◆ 交付要件

- ①投下固定資産額2,500万円以上
- ②新規雇用者5人以上(中小企業は3人以上)を9か月以上雇用

◆ 交付額

- 町内新規雇用者1人あたり20万円(転勤などにより転入した場合は1人あたり30万円)交付(上限500万円)

研修派遣奨励金

最大200万円交付

◆ 交付要件

- ①投下固定資産額2,500万円以上
- ②新規雇用者5人以上(中小企業は3人以上)を9か月以上雇用

◆ 交付額

- 1か月以上県外に派遣して研修をさせた町内新規雇用者1人につき、1月あたり10万円を交付(上限200万円)

2 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(通称:F 補助金)

原子力発電施設立地地域における雇用機会の創出と産業振興を図るため、雇用の増加を生む企業に対して、一定期間にわたって、企業の支払った電気料金等に基づき補助金を交付する制度です。
女川町は、本補助金の交付対象地域となっております。

F 補助金

電気料金の概ね4割の額の補助金を8年間交付

※各事業者のご事情により異なります。

- 対象事業
 - ①製造業
 - ②宮城県または女川町の企業立地の推進などを目的とした条例や規則で定める業種
※表面の各種奨励金の対象となる業種は、すべて F 補助金の対象となります。
 - ③上記条例や規則等により金銭的な支援を受けている業種
- 要件
 - ①電力契約の新規契約または増加契約により電気の使用量が増加していること
 - ②直接雇用した常時雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3名以上増加していること

3 固定資産税の不均一課税について

女川町では、企業立地優遇制度の一環として、要件に該当した場合、対象となる事業用資産について、通常とは異なる税率で課税する「固定資産税の不均一課税」を実施しています。

固定資産税の不均一課税

対象の固定資産に対し、3年間 通常よりも低い税率で課税

- 原子力発電施設等立地地域における不均一課税
 - ①対象事業…製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業
 - ②要件…資産取得額の合計が 2,700 万円以上。製造業以外の場合は、加えて増加雇用者(日雇い除く)15 名以上
 - ③対象資産…業種により異なる。詳しくは、女川町公式ウェブサイトをご覧ください。
 - ④税率…初年度 0.14%、第2年度 0.35%、第3年度 0.70% (通常の税率は 1.4%)
- 地方活力向上地域における不均一課税(本社機能の移転、拡充)
 - ①対象の方…「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を作成のうえ宮城県に申請し、認定を受けた方
※認定の期限は令和4年3月末までですが、状況により延長される場合があります。
 - ②要件…家屋、構築物、償却資産の取得価格の合計が 3,800 万円(中小企業の場合 1,900 万円)を超えること
 - ③対象資産…直接、特定事業の用に供する土地、家屋、償却資産。ただし、土地は取得後1年以内に建築着手していること
 - ④税率…初年度0、第2年度及び第3年度 0.14% (通常の税率は 1.4%)
 - ⑤その他…認定された場合、女川町による不均一課税のほかにも、国税等の税制優遇も受けられます。

4 復興特区における優遇制度

宮城県東部振興事務所(女川町産業集積特区については女川町)から指定を受けた個人事業者または法人が、女川町内の復興産業集積区域(復興特区)内において一定の事業のために施設や設備等を新設または増設した場合、税制優遇が受けられます。

本制度の期限は令和6年3月末までですが、状況により延長される場合があります。

復興特区における課税免除

対象資産に係る固定資産税を5年間免除

- 対象となる方
宮城県東部振興事務所または女川町から指定事業所の指定を受けた個人事業者または法人
- 対象事業
各特区制度により異なる。詳しくは、女川町公式ウェブサイトをご覧ください。
※県との共同申請による「ものづくり産業版」「IT 産業版」、女川町独自の「女川町産業集積特区」があります。
- 対象資産
 - ①家屋、償却資産(構築物、機械及び装置)
※特定の場合、「器具、工具及び備品」も対象となる。
 - ②土地
※取得の翌日から1年以内に家屋の建設に着手していることが条件であり、その家屋の垂直投影面積が対象となる。

5 その他

宮城県による企業優遇制度(みやぎ企業立地奨励金など)もあります。
詳しくは、下記までご連絡ください。

どうぞお気軽にお問合せください！



女川町公式ウェブサイト(企業立地)

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
女川町役場 産業振興課 商工労働係
TEL 0225-54-3131(内線 681・682)
FAX 0225-53-5483